

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号。以下「法」という。）第三十六条の八第一項の規定による登録販売者試験を次のとおり実施する。

令和三年六月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 試験の日時

令和三年十一月九日（火）午前十時から午後三時三十分まで

二 試験の場所

広島県立総合体育館（広島市中区基町四番一号）

広島県立ふくやま産業交流会館（福山市御幸町大字上岩成字正戸四七六番五号）

ただし、受験希望者は試験会場を選択できない。

なお、受験者数に応じて試験の場所が増減する場合がある。

三 試験科目

- 1 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- 2 人体の働きと医薬品
- 3 主な医薬品とその作用
- 4 薬事に関する法規と制度
- 5 医薬品の適正使用と安全対策

四 受験手続

1 提出書類

(一) 登録販売者試験受験願書

(二) 写真（受験願書提出前六か月以内に撮影した正面・無帽・上半身像の縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルで、裏面に氏名を記載したもの。）

2 受験手数料

一万五千元

なお、納付された受験手数料は、返還しない。

3 受験願書の受付期間

令和三年八月二日（月）から令和三年八月十七日（火）まで（受付時間は、午前八時三十分から午後五時十五分まで）。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

郵送の場合は、令和三年八月十七日（火）までの消印があるもの限り受け付ける。

4 受験願書の提出方法

(一) 窓口での提出

(1) 提出先

広島県健康福祉局薬務課又は最寄りの広島県各保健所（保健所支所を含む。）

(2) 受験願書等の入手方法

(1)の提出先で直接配布する。

なお、広島県のホームページに掲載したものを印刷して使用することも可能である。

(3) 受験手数料の納付方法

(1)の提出先の手数料納付窓口で現金により納めること。

(二) 郵送による提出

(1) 提出方法

簡易書留とし、封筒の表に「登録販売者試験受験願書在中」と朱書きし、広島県健康福祉局薬務課（〒七三〇―八五一― 広島市中区基町一〇番五二号）へ郵送すること。

(2) 受験願書等の入手方法

納付書希望用紙に必要事項を記入し、九十四円切手を貼付した宛先明記の返信用定形封筒を同封して、封筒の表に「登録販売者試験受験願書・納付書請求」と朱書きし、広島県健康福祉局薬務課（〒七三〇―八五一― 広島市中区基町一〇番五二号）へ、令和三年八月三日（火）（必着）までに郵送で請求すること。

なお、二部以上請求する場合は、事前に広島県健康福祉局薬務課（電話）（〇八二―五一一―三二二二）「ダイヤライン」へ問い合わせること。

(3) 受験手数料の納付方法

受験願書と同時に送付する納付書により金融機関又はコンビニエンスストアで納付し、金融機関で納付した場合には払込証明書を、コンビニエンスストアで納付した場合には領収証書及び納入届を受験願書に添付すること。

五 受験票の交付

受験票は、試験日の一週間前までに、送付する。

六 合格者の発表

令和三年十二月十七日（金）に、合格者の受験番号を広島県庁及び広島県各保健所（保健所支所を含む。）前の掲示板に掲載して行うほか、広島県のホームページに掲載する。また、合格者には、合格書を交付する。

七 問合せ先

この試験についての問合せは、広島県健康福祉局薬務課（電話）（〇八二二―五一一―三二二二）「ダイヤライン」又は最寄りの広島県各保健所（保健所支所を含む。）に行うこと。郵便による問合せは、八十四円切手を貼付した宛先明記の返信用定形封筒を同封した封書により行うこと。